

行政指導に関する指針等

行政指導の名称	大規模屋外広告物に係る事前協議における助言、指導
根拠法令等・条項	堺市屋外広告物条例第3条第2項 堺市屋外広告物条例施行規則第3条の2
所 管 課	都市計画 部 都市景観室
行政指導の趣旨	景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれのある広告物に係る設計、施工方法等について、本市の景観をより良いものにするために許可の申請に先立ち協議し、必要に応じて指導を行う。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	一の建築物又は一の掲出物件における表示面積の合計が40平方メートルを超える広告物を表示し、又は当該広告物の掲出物件を設置しようとする者
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	次に掲げる事項について配慮すること。 (1) 表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるよう工夫すること。 (2) 広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一感を図ること。 (3) 隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えるとともに、必要最小限の掲出とすること。
責 任 者	都市景観室長